

## 山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の候補者について

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の候補者については、教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行う見込みです。

1 公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳少年自然の家
2 指定の期間	令和5年4月1日～令和9年3月31日
3 応募団体	・公益財団法人 山梨県青少年協会
4 指定管理者の候補者	名称：公益財団法人 山梨県青少年協会 住所：甲府市川田町517番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者（公益財団法人 山梨県青少年協会）の提案は、恵まれた自然の中での体験的学習により、心身ともにたくましい少年を育成するなど教育委員会が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。</p> <p>また、本施設や類似施設における運営実績に基づき、利用者ニーズに対応したプログラム開発や、効率的かつ安全・安心な施設管理が期待できると評価した。</p> <p>なお、時代の流れに即した更なる利便性の向上を図ること、及び冬期の閑散期対策の実効性を高めるために一層の工夫に努めることを求めたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：山梨県中小企業診断士協会会長 市川 勝茂 (山梨県中小企業診断士協会前副会長)</p> <p>委員：甲府市スポーツ少年団常任委員 遠藤 貴美恵 (山梨県スポーツ少年団前副本部長)</p> <p>委員：山梨県総務部行政経営管理課長 小林 洋一</p> <p>委員：中央市立玉穂生涯学習館長 藤巻 稔</p> <p>委員：公認会計士 山本 薫</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：令和4年4月22日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p> <p>第2回：令和4年9月5日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査</p> <p>第3回：令和4年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定</p>

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	公益財団法人 山梨県青少年協会
1 八ヶ岳少年自然の家の管理運営の方針等の総合的な事項	八ヶ岳少年自然の家の設置目的及び教育委員会が示した管理の方針	5	4.0
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	4.0
2 事業計画の内容が八ヶ岳少年自然の家の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.5
	地域貢献による事業効果	5	4.0
	市町村との連携による事業効果	5	3.8
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	7.5
	施設運営の課題に対する事業効果	10	7.0
3 利用者のニーズに応える体験活動プログラムを開発することができるものであること	プログラム開発の考え方、具体的手法及び期待される効果	5	4.0
4 事業計画の内容が八ヶ岳少年自然の家の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.8
	施設の維持管理の効率性	5	4.0
5 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.8
6 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	3.5
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	2.5
7 八ヶ岳少年自然の家の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	20	20.0
合 計		100	78.4

○提案価格〔4か年〕

候補者 409,337千円（参考：4か年の平均 102,334千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。